

## 『古今著聞集』 卷三、第七六話から第八八話訳注

「村上天皇、政道を年長けたる下部に問ひ給ふ事」から

「(序) 年間の公事の典礼」に非ざる事」

田畑 千秋

(大分大学教育福祉科学部国語選修)

平本 留理

(茨城工業高等専門学校)

三宅 聡子

(大分県立佐賀関高等学校)

【要旨】 『古今著聞集』は、その序文、跋文からあきらかなように、橘成季によって著わされた

説話集である。成立は建長六年(一二五四年)一月で、各説話を三〇篇二〇巻に分類して編まれている。そしてその説話群は各篇において、原則的に年代順に配列されているという。

本稿においては、卷三第七六話「村上天皇、政道を年長けたる下部に問ひ給ふ事」から卷三第八八話「(序) 年間の公事の典礼」に非ざる事」までの説話に注を付し、訳文を施した。

本稿の訳注の部分は平本と三宅が礎稿を作成し、田畑がそれを修正するとともに、三名で検討しつつ執筆した。なお、原文は誌面の関係上省略した。ま

た、それ以外の部分は田畑が執筆した。

本稿の訳注は新潮日本古典集成『古今著聞集』の本文をテキストにしておこない、説話の題もそれによった。

【キーワード】

古今著聞集

橘成季

訳注

村上天皇

公事

小野宮

## 一 凡例

一、訳注にあたっては、できるだけテキストである新潮日本古典集成『古今著聞集』に忠実であることを期したが、読解上の便宜と印刷上の都合を考慮して、次のような方針に従った。

1、現代語訳は内容の理解を助けることを最優先とした。したがって次のようなことがある。

ア、テキストでは一文となつているところを、複数の文に分けて現代語訳したところがある。また、その逆に原文では複数の文となつているところを、一文として現代語訳したところがある。

イ、テキストの段落構成や句読点の箇所は、現代語訳にあたって、これをあらためた。

ウ、直訳的に現代語訳し、注や( )内に、その意味や解説を述べたところもある。

エ、説明的に意訳をし、理解を助けようとしたところもある。

オ、原文では過去形を使用していなくても、内容によって過去のことを物語っている場合は、過去形で現代語訳したところもある。

カ、底本に見られる傍記の部分は( )内に示した。

2、ア、注は紙数の関係上、掲載にあたって割愛したところが多い。説明不足の感もいなめないが、後日の機会を得ることにした。

イ、注などの引用文中においても旧漢字は印刷の都合上、これを新漢字にあらためた。

## 二 訳注

七六、村上天皇が、政道を年長の下働きの者にお尋ねになる事

村上天皇<sup>(1)</sup>の御代に、南殿<sup>(2)</sup>におでましになった時、役所の下働きで年のいった者が南階<sup>(3)</sup>のあたりに伺候していたのを呼んで、「現在の政治を、世間ではどのように申しているか」とお尋ねになったので、「すばらしゅうございませと申しております。ただ主殿寮<sup>(4)</sup>に松明が入っております。率分堂<sup>(5)</sup>には草が生えております」と申しあげたので、帝はたいそうはずかしくお思いになった。たいした公事もない日だったのだろうか。松明が入っていると申すのは、公事が夜に入るからでございます。率分堂に草が茂っているというのは、諸国の貢物が参らぬからだろう。うまく申したものである。

(1) 前話、醍醐天皇の第一四皇子。名は成明。母は太政大臣藤原基経の女、中宮穩子。延長四年六月二日誕生、康保四年五月二五日崩御。(九二六〜九六七)。天慶九年四月二八日に即位、在位二一年で崩じた。詩歌に関心が深く、天曆五年(九五二)には宮中の昭陽舎に和歌所を設立した。また第二番目の勅撰集、『後撰和歌集』を撰させる。後世、その盛大さで知られる「天徳四年内裏歌合」などを始めとする歌合を多く催した。

(2) 紫宸殿の異称。内裏内郭のほぼ中央にあつて、内裏の中心となる建物。南に面する。ここで即位や朝賀、節会、二孟旬、天皇・皇太子の元服などの公式行事が行なわれた。殿内に高くゆか板を張り、中央の後ろ寄りに御帳台を置いて、その中に天皇の御椅子を立てる。

(3) 南殿中央、南に面した一八段からなる広い階段で、階下の東の桜を左近の桜、西の橋を右近の橋と呼ぶ。

(4) 宮内省に属する役所。正式には「とのもん」といった。御幸のための輿などの用具や、宮中の調度、松明・燈燭・薪炭・湯沐などの火に関する事、宮中の庭の清掃など様々な仕事をつかさどった。

(5) 大蔵省に納めた官物のうち、非常時に用いるために一〇分の二を分けて貯蔵した倉。率分所、率分蔵とも。大内裏の東北部に位置した。

(6) 朝廷で行われる政務・儀式・節会などのこと。

(7) 松明が灯されるほど政務が夜遅くまで行なわれており、政務に無駄が多く、非能率的なことを暗に非難した下男の言葉の解説。

(8) 貢物を納めている率分堂に草が生えるほど諸国の貢物が途絶えており、朝廷の威信が軽んじられていることをそれとなくほめかけた下男の言葉の解説。

七七、大納言齊信の手紙に、先代には節会の袍を貸したてまつるとあつた事

昔は人の装束もなえてよれよれとしていた。そうであるから齊信の大納言<sup>(1)</sup>の手紙に、「先代<sup>(2)</sup>の時に、節会<sup>(3)</sup>の袍を貸したてまつる」などと書かれているようなのは、節会の袍という、ぼろぼろとなつて

のを人に貸すなどということがあったということだ。

(1) 太政大臣藤原為光の次男。母は左少将藤原敦敏の女。康保四年(九六七)誕生、長元八年(一〇三五)六九歳で没。寛仁四年(一〇二〇)に大納言となる。有能な官僚であり、また漢詩朗詠の上手として知られ、『枕草子』『紫式部日記』などに紹介される。

(2) 齊信が大納言に任じられたのは後一条天皇の御代、寛仁四年(一〇二〇)のことであるので、その先代の天皇である三条天皇の時代のことか。

(3) 朝廷で、元日・白馬・踏歌・端午・任大臣など、節日その他公事のある日に行なわれた宴会。この日、天皇が臨席して酒食を群臣に饗した。

(4) 束帯や衣冠などの時に着る丸襟の上着でうえのきぬともいう。広く官人に用いられた装束。文官用は腋を縫い合わせている縫腋の袍で、両腋から下着の乱れを出さないの欄に嚴肅さを出していた。狭義でいう袍は縫腋の様式をさす。武官や少年用は腋を縫い合せていない鬨腋の袍といい、活動に適していた。位階によつて色が異なり、位色とよばれる規定があった。

七八、後朱雀院が、右大臣実資におつしやつて装束のぜいたくをお止めになる事

後朱雀院の御代<sup>①</sup>に、旬儀<sup>②</sup>に参つていた上達部<sup>③</sup>を御覧になつて、次日資房卿<sup>④</sup>で蔵人頭<sup>⑤</sup>であつた者呼んで、「昨日公卿<sup>⑥</sup>の装束を御覧になつたところとんでもなく袖が大きくなつていた。このようなことは世間のむだづかいであろう。どうするのかと右大臣<sup>⑦</sup>のところへ相談すべきだ」と、勅命があつたので、すぐに申しあげたところ、大臣

が申しあげなかつたことには、「公卿の皆に(私が)このことを承つて、つつしんで申しあげれば、他はともかくも老大臣が御勘気を蒙つたと聞けば、人も改めますでしょう」と、はからい申しあげたので、その通りに公表して、右府は閉門し恐れ入つていふことを告げられたところ、人は皆聞きおそれて、装束の寸法がちぢめられた。

(1) 後朱雀天皇の御代は長元九年(一〇三六)から九年間。一条天皇の第三皇子で、名は敦良。母は道長の女、上東門院藤原彰子。寛弘六年誕生、寛徳二年崩御(一〇〇九〜一〇四五)。

(2) 年に二回、孟夏の旬(四月一日)・孟冬の旬(一〇月一日)に、天皇が紫宸殿で政事をし、臣下に政務を聞いて饗宴した儀式。天皇の頃から平安時代前期にかけては、旬(古代中国の十干で甲から癸までの一〇日)にちなんで、毎月一・一一・一六・二二日に行なわれたが、後に簡略になった。

(3) 太政大臣および左・右大臣、大・中納言、参議および三位以上の朝官を併せた称。公卿、月卿、卿相、月客とも称する。

(4) 藤原資房。大納言資平の長男。母は春宮亮藤原知章の女。天喜五年(一〇五七)、五一歳で没。蔵人頭には長暦二年(一〇三八)六月に補せられている。また長久三年(一〇三九)正月に参議に任じられた。若くして朝廷に出仕し、後朱雀天皇の信任を得た。日記に「春記」がある。

(5) 「蔵人」は令外の官の一つ、天皇に近く仕える名譽の役職で、宮中の様々な雑事をつかさどる。「蔵人頭」は、その役所である蔵人所の長官。

(6) 同話注(3)参照。

(7) 小野宮実資。右衛門督藤原齊敏の四男。同話注(4)に前出の、資房の叔父にあたる。後に摂関家小野宮を継いだ。右大臣に任じ

られたのは、治安元年（一〇二一）から。その日記に、円融・花山・一条・三条・後一条天皇の、五代にわたって綴られた『小右記』がある。歴代の天皇の近くに仕え、撰閔時代確立期に常時朝廷の枢要な地位にあった。実資は性格が謹厳であり、また政務に通じ、九条撰閔家として権勢を持っていた兼家や道長らに批判的であった。

(8) 類話として、『大鏡』上、『左大臣時平』の条には次のような話がある。左大臣であった時平が、禁制を破った装束で参内したのを醍醐天皇が咎め、退出を命じたところ、時平は畏れ慎んで自宅の門を閉じ、御簾からも出ずに謹慎し、世の中の華美な風俗が改まった。しかしこれは度を越えた贅沢を正そうとした、醍醐天皇と時平が示し合わせた策略であったという。

(9) 右大臣の唐名。

(10) 家にもつて門を閉じ、謹慎の意を表すること。

七九、小野宮実頼・九条師輔、藤原朝光・濟時兄弟、藤原良実・実経等が同じ車に乗る事

小野宮殿・九条殿が、同じ御車で出仕なさった時、御車の後方に公卿一、二人などをお乗せになつてゐる時もあった。また閑院の大將・小一条の大將は、左右の大將で同乗して動きまわつていらつしやつた。この頃は、父子が同じ車に同乗することですら稀である。

寛元二年、賀茂の臨時の祭りの時、二条の前の殿が関白、一条の前の殿が左大臣として共に参上なさつてゐたところ、日が暮れてから祭りの行事が終わつたので、同じ御車に同乗して二条室町に（車を）お止めになり、御見物なさつた。その後、法成寺の御八講に参上なさつた。左府の御車を空車で法成寺へやらせなさつた。道中、関白の

御隨身は御車の前方に、左府の御隨身は御車の後方に馬で同行した。先導は一緒にまじつてゐた。おもしろい事だと世間の人は申しました。

(1) 藤原実頼。昌泰三年から天禄元年（九〇〇〜九七〇）。撰政左大臣忠平の長男。母は源能有の女、昭子。太政大臣まで至る。冷

泉天皇の時には関白、また円融天皇の時には安和の変（九六九）で左大臣源高明を左遷して撰政となる。これ以後、撰政・関白が常に置かれることになり、撰閔制を確立した。広大な屋敷と所領を有したことから、小野宮と称された。また有職故実に詳しく、『小野宮故実旧例』を著した、有職家小野宮流の祖。

(2) 忠平の次男で、前注実頼の同母弟、師輔。延喜八年から天徳四年（九〇八〜九六〇）。右大臣。娘の安子が村上天皇の皇后となつて冷泉・円融天皇の母后となつたことから権力を得る。息子の兼通・兼家、また孫の道長らに続く撰閔家の祖。九条殿と号され、朝廷の儀式に通曉しており、『九条年中行事』などを記す。有職故実九条流の始祖。

(3) 七八話注(3) 参照。

(4) 藤原朝光。関白太政大臣であつた藤原兼通の四男。天曆五年から長徳元年（九五二〜九九五）。左大將であつたのは貞元二年から永祚元年（九五二〜九八九）。貞元二年に左大臣に任ぜられる。

(5) 藤原濟時。父は藤原忠平の四男で、小一条左大臣と号された藤原師尹。同話注(1)(2)に前出の実頼・師輔らは伯父にあたる。母は右大臣藤原定方の女。右大將には貞元二年一〇月から正暦元年（九七七〜九九〇）まであつた。

(6) 小野宮殿・九条殿、閑院の大將・小一条の大將ら、それぞれ兄弟、同僚が車に同乗して無駄を惜しんだ時代から翻つて、当世は父子でさえも同車することが稀であるのを慨嘆したもの。

- (7) 一二四四年。後嵯峨天皇の御代。
- (8) 陰曆四月第二の酉の日に行なわれる賀茂の祭り、ほぼ同じ祭儀でとり行なわれた、十一月末の酉の日にあつた祭典。寛平元年から明治三年(八八九〜一八七〇)まで続いた。
- (9) 藤原良実。関白であつた道家の次男。母は藤原教実の女。仁治三年(一二四二)、二七歳の時に関白の詔をうけ、氏長者となる。寛元二年(一二四四) 当時は二九歳。文永七年(一二七〇) 十一月、五五歳で没する。
- (10) 藤原実経。前注の良実の同母弟。寛元元年(一二四三)、八月に東宮傳(皇太子を補佐する官)、同二年六月から左大臣。この時左大臣となつて五ヶ月、二二歳であつた。弘安七年(一二六七)に六二歳で没する。
- (11) 大内裏正面前を東西に走る二条大路と、東よりに南北に通じる室町小路が交差する辺り。
- (12) 京都鴨川の西辺、荒神口の北にあつた寺。寛仁四年(一一〇二)藤原道長が創建した。藤原時代を代表する大寺であつたが、天喜六年(一一〇五八)に全焼。その後、道長の子頼通が再建した。寺院は壯觀をきわめたが、鎌倉末期には廃絶した。道長が建立した当初は無量寿院と称し、道長自身が住した。御堂とも。
- (13) 法華八講会の略。『法華経』八卷を、朝夕に一巻ずつ講読する。延暦一〇年(七九一)に石淵寺で行なわれたのが始まり。主として宮中や幕府、各寺院で追善供養として行なわれた。
- (14) 左大臣の唐名。右府の対。
- 八〇、後三条院が、権左中弁隆方をとびこして実政を左中弁に任命された事

後三条院の御代に<sup>(1)</sup>、隆方<sup>(2)</sup>が権の左中弁<sup>(3)</sup>でありましたのをとびこして、(後三条院は)実政を左中弁にしてしまわれた。翌朝に隆方が配膳をつとめていましたので、(院は)御膳にもおつきになることができなかった。恥ずかしくお思いになったのであろう<sup>(6)</sup>。

- (1) 後朱雀天皇の皇子。母は陽明門院禎子内親王。長元七年誕生、延久五年五月、四〇歳で崩御(一〇三四〜一〇七三)。在位は治暦四年(一〇六八)から五年間。母が藤原氏の出ではなかつたことから、藤原氏をさけて親政を行なうよう努めた。
- (2) 藤原隆方。備中守隆元の子。左中弁には延久元年(一〇六九) 一二月に任じられる。
- (3) 弁官。太政官に直属し、左右に分かれる。左弁官は中務・式部・治部・民部の四省を、右弁官は兵部・刑部・大蔵・宮内の四省をつかさどる。左右それぞれに大弁・中弁・少弁がある。またその下には大史・少史がある。「権」は官位を示す語の上に付けて、定員外に仮に置いた地位を表す語。「中弁」は正五位上。
- (4) 藤原実政。資業の三男。延久四年(一一〇七二) 一二月に左中弁に任じられる。文章博士、近江守であつた。また後三条院の皇太子時代には、東宮学士として仕えていた。
- (5) 食事の時に、天皇に食膳を給すること。
- (6) この話は『今鏡』、『続古事談』にも載る。それによると、東宮学士であつた実政が失意の状態にあつたのを、まだ東宮であつたのちの後三条天皇は不憫に思つていたところ、隆方が官位に恵まれない実政を揶揄することがあつた。春日詣の折、実政が舟遊びをするため船を出そうとすると、隆方がその船を邪魔して、「まさきはひする物なに、いそぐぞ」など、ないがしろに、「今鏡」言つた。それを実政が東宮に泣く泣く訴えた。位について後、後

三条天皇は無理に隆方を飛び越して実政を左中弁に任じるといふ異例の人事を行なったとする。しかし後三条天皇も公正でない人事を行なったことを内心恥じており、配膳の係が隆方であった時に、いつもは出居の座で食事をするのを、「ソレ（隆方）二向テエ物クハジ」（『続古事談』）と言つて内で食事したという。

八一、後三条院が、律令格式に違反していないことを宣命にお書きになる事

同じ院（後三条院）は、「律令式格に違反していない」と、宣命にお書かせになられたのを、資仲卿は、「これから後のことを申しあげなざるべきでしょう。以前すでに違反している事などをどうしてこのように申しあげなざるのですか」と制し申しあげたのだが、まもなくお亡くなりになつてしまつたので、「その宣命のためでは」と人が申したものだ。

「為輔中納言口伝」に書かれておりますというのは、「人は屏風のようにあるべきだ。屏風はきちんと引き伸ばしてしまふと倒れるものである。ひだを取つて立てれば、倒れることはない。人はあまりにきちんとしていたら、やつていけない。屏風のようにひだがある様子だけれど、真心のきちんとしているものがやつていけるのだ」とありますと。

(1) 古代中央集権国家の基本的諸法典の総称。律（刑法）と令（律以外の法令）と式（律令の施行細則）格（律令の改正）とのこと。律令格式とも。

(2) 天皇の命令を宣べ聞かせること。勅命を宣のる意。その文書。詔書の一形式で宣命体（漢字の音訓を借り、国語の語格のまま記

した。和漢混淆文の基）で書かれた。

(3) 小野宮資仲。権大納言資平の次男。母は藤原知章の女。権中納言、左兵衛督、太宰帥を歴任する。後三条天皇の信頼が厚かった。寛治元年一月に七〇歳で没する。

(4) 宣命に、律令式格に以前違反しているにもかかわらず、「違反していない」と書かせたために崩御したのではないかと人々が考えたこと。

(5) 「為輔」は藤原為輔。左兵衛督藤原朝頼の長男。母は左少将藤原言行の女。権中納言には寛和二年（九八六）正月に任じられ、同年八月に没する。甘露寺中納言、松崎帥と号された。『為輔中納言口伝』は現存しない。

八二、大江匡房が、道理に適つて取つた物、道理に適わずに取つた物を分け、それぞれ一艘に積み帰京する事

匡房の中納言は、大宰権の帥になつて任務に赴かれたときに、道理に適つて手に入れた物を舟一艘に積み、道理に適わず手に入れた物をまた（別の）一艘に積んでお上りになつたところ、道理に適つた（物を積んだ）舟は海に沈んでしまつた。道理に適わない舟は無事に着いてしまつたので、江帥（匡房）がおつしやつたことには、「この世はもはや末世になつてしまつてゐる。人はそれほど正直であつてはならない」とありました。それを悟ろうとするために、このように積んでお上りになつたのだろうか。あまり遠くない昔でさえもこのようにございました。末世（の今）においてはよくよく用心すべきことである。

(1) 大江匡房。匡衡の曾孫、成衡の子。長久二年から天永二年（一〇四一〜一一一一）。幼い頃から神童と称され、後三条、白河、堀

河天皇、三代にわたって侍読(天皇・東宮に近侍して学問を教授する学者のこと。経書・史書を進講する)をつとめる。権中納言。江帥(大江氏の太宰帥の意)と号した。匡房が太宰権の帥に任じられたのは承徳元年(一一〇九七)三月、下向したのは翌年九月、解任されたのは康和四年(一一〇二二)のことであった。

(2) 大宰府の長官の代理人。大宰帥の権官。納言以上の者が任じられた。中央高官の左遷の目的での任命や、親王が帥に任じられた場合、代つて府務を代行するため任命された。

(3) 仏法が衰えた世。末法。釈迦入滅後、正法・像法各千年に次ぐ時代で、仏の教えが廃れ、教法だけが残る一万年間とする。日本では永承七年(一一〇五二)にこの時代に入ったとされる。大江匡房が任を終えて上京するこの年は、末法に入つてから五〇年にあたる。

八三、寛治八年内裏が焼失した際、中御門の右府宗忠が宿侍をしていた事

寛治八年一〇月二四日の亥の刻(午後一〇時ごろ)くらいに、内裏が焼失することがあった。中御門の右府は、(そのころ)右中弁でございましたが、宿侍をしていらつしやつた。急いで帝の御前へ参上して、「御剣櫃の箱はございませうか」と尋ね申しあげられたところ、「自分で持つているぞ」と御返事があつた。そのほかの宝物なども一つ一つ尋ね申しあげられたところ、はつきりした御返事を承つた。事態が緊急になつて、腰輿がすでに南殿に寄せられていくくらいになつてしまつた中で、すばやく一つ一つはつきりと申したことは、すばらしかつたことである。

(1) 堀河天皇の御代で、一〇九四年。

(2) この事件は次の注に出る藤原宗忠の日記、「中右記」に見える。それによると、風が強い日で、「火炎高盛、飛燼滿天(中略)須臾及禁中也」とある。夜中ほどに鎮火された。

(3) 藤原宗忠。権大納言宗俊の長男。母は式部大輔藤原実綱の女。

保延七年(一一四〇)四月、八〇歳で没する。火事があつた寛治八年(一一〇九四)六月から右中弁で、この時三三歳であつた。右府(右大臣)に任命されたのは、七五歳、保延二年(一一三六)晩年のこと。寛治元年(一一〇八七)から保延四年(一一三八)に出家するまで書き継いだ大部の日記、家号中御門と極官右大臣とに因んだ「中右記」がある。日記の記述は正確で要領を得る。白河・堀河・鳥羽・崇徳天皇の四代にわたつて仕え、政治の枢要として活躍した。博識で学問を好み、詩文や和歌、音律に優れた。また性情は温厚で人々の敬愛を受けた。

(4) 八〇話注(3) 参照。「右中弁」は正五位上。

(5) 宿直。勤務・警戒するために宮中や役所などに宿泊すること。

(6) 三種の神器のうち、天叢雲剣・八坂瓊勾玉を納めた箱。

(7) 輿の一種で、長柄を手で腰のあたりまで持ちあげて運ぶ。手輿とも。

(8) 七六話注(2) 参照。

八四、徳大寺の左府実能が右大将に昇任した翌年、鳥羽院の強い要請で、中院の右府雅定が左大将に任命された事

徳大寺の左府は、中院の右府を飛び越えて右大将になつてしまつた。保延五年(一一四一)二月一六日、実能は右大将に就任する。同六年(一一四二)二月二日、内大臣が左大将を辞任し、同二月七日、雅定が左大将に就

任する。宇治の左府は、内大臣の左大将でいらつしやつたが、中院の右府のために左大将を辞任申しあげなざつたところ、崇徳院は、徳大寺の左府を左大将に転任させようとお思いになり、当分任命を押しとどめておられた。中院の右府のことを、鳥羽院がたいそう執着し申しあげなざつたが、やはり事態が動かなかつたので、保延六年十一月二五日に、院（鳥羽院）は、近衛鳥丸の陣にお出かけになつて、ご命令が下されるのを承つてから戻られると申されたので、(崇徳院は) どうすることもおできになれず、その夜任命の兼宣旨があつた。捨ててはおけなかつた事である。

(1) 藤原実能。嘉保二年から保元二年(一〇九五〜一一五七)。この話の保延五年(一一三九)当時は権大納言で、四四歳であつた。左大臣就任は保元元年(一一五六)六一歳の時のこと。一九話注

(1) 参照。

(2) 源雅定。保延二年(一一三六)に権大納言に補せられており、保延五年に権大納言に任じられた実能よりも先任であつた。この時四六歳。一四話注(5) 参照。

(3) 右近衛大将の略。従三位。「近衛府」は六衛府の一つで、宮中警護や御幸の供奉などをつかさどつた役所。

(4) 一一三九年。崇徳天皇の御代。

(5) 『公卿補任』には「内大臣正二位藤原頼長、二二、左大将皇太子傳。二月廿二日辞大将」とあり、頼長が左大将を辞任したのは、正しくは二月二二日であつた。

(6) 藤原頼長。一八話注(6)・五五話注(3) 参照。

(7) 左近衛大将の略。従三位。同話注(3) 参照。

(8) 頼長の号。宇治との縁が深く、久安六年(一一五〇)九月、三一歳の時から左大臣(左府)に任じられたため。

(9) 保延六年、頼長は内大臣と左大将を兼任していた。

(10) 崇徳天皇。第七五代。後出の鳥羽天皇の第一皇子。母は中宮藤原璋子。在位は保安四年から永治元年(一一二三〜一一四一)。

名は頼仁。父鳥羽上皇の寵妃、美福門院の子、近衛天皇への讓位を強いられた。皇位継承に対して不満を持つ崇徳上皇は、保元元年(一一五六)に、頼長らと後白河天皇らに対峙して保元の乱を起す。崇徳上皇らが敗れて、上皇は讃岐に配流され、当地で崩御。頼長は戦傷がもとで没する。

(11) 七四代鳥羽天皇。七三代堀河天皇の第一皇子。母は藤原茂子。名は宗仁。在位は嘉承二年から保安四年(一一〇七〜一一二三)。

崇徳・近衛・後白河、三代の天皇の御代にわたつて二八年間院政を行なつた。崇徳上皇とは不和であつた。後白河天皇を擁立したことから保元の乱が起る。古書を好み、仏教をあつく信仰し、また故事や音楽に堪能であつたという。

(12) 崇徳院と不和であつたことに加えて、鳥羽院は容姿端麗で雅楽の舞の上手であつた雅定を寵愛していた。

(13) 「近衛」は平安京の北側にあつた東西に通じる近衛大路のこと。「鳥丸」は平安京の東方に、南北に通じた小路の名。「陣」は宮中の衛士の詰所。ここでは近衛大路と鳥丸小路とが交差する辺りにあつた近衛府の陣をさすか。

(14) 平安時代以後、大臣・大将を任ずる時に、前もつて何日に任ずるといふ宣旨を伝えること。雅定が左大将に正式に任じられたのは、この時からおよそ二週間後の一二月七日のこと。

(15) 崇徳天皇が強引に、鳥羽院の寵愛を受け、なおかつ先任でもあつた雅定をさしおいて実能を右大将に任じ、さらに左大将に任じようとした不公正な人事を、鳥羽法皇が抑止したことに對する筆者の感想。



八五、葉室光頼が、その子光方の着駄の政を見て辞表を書いた事

光方は、廷尉の佐で着駄の政にたずさわったときに、雨が降っていたのに扇をかざしていた。晴れた日に夕陽にむかってかざすものでありますのに、わきまえていなかったのだらうか。父の大納言が見物していたのだが、帰って光方の辞表を書いて奉った。「将来の見込みのない者である」とおっしゃった。やはりそのように、早く亡くなつてしまった。

(1) 葉室光方。母は中納言藤原朝隆の女。勘解由使次官・右衛門権佐・蔵人・中宮大進・阿波守に任じられた。正五位下。出家して経頼と改める。

(2) 「廷尉」は検非違使佐・検非違使尉の唐名。

(3) 「着駄」は罪人の処罰として鉄製の足枷、「鈇」を罪人に着けて使役すること。検非違使の行事で、罪人に鈇を着けて牢獄へ送る様子を擬した。東西の市で陰曆五月と一二月に行なわれた。

(4) 藤原光頼。母は中納言藤原俊忠の女。承安三年(一一七三)に五〇歳で没する。左衛門督、検非違使別当、権大納言を歴任した。権大納言になったのは永曆元年(一一六〇)、三七歳の時。長寛二年(一一六四)八月に四一歳で出家。葉室大納言入道と称された。

八六、帥大納言隆季が、福原遷都は大神宮の神慮に適わない旨を夢に見た事

治承四年六月二日、福原に遷都することがあったが、同一三日、帥の大納言隆季卿が、新都で夢に見ましたのは、(次のようなものであ

る。)大きな屋敷のすいている中に自分が座っている。庇の方に女房がいる。ついがぎの外でしきりに泣く声がある。不審に思つて尋ねると、女房が言うには、「都移りのことよ。大神宮の承知なならぬことですよ」と。たちまちに目が覚めた。また寝ていた時の夢に、同じように見た。おそれおののいて、次の日の朝、院に参上して、前の大納言邦綱、別当時忠卿などに語つた。太政入道は伝え聞かれたけれども決して承諾しなかつた。

さて、同じ人(隆季)の夢に遷都のことを見た。自分と邦綱卿が、長絹の狩衣を着て新院の御供に参上している。頭の亮、重衡朝臣がよろいを着て御供に参上する、と見て目が覚めた。しかし、先日(平)夢が取り上げられなかつたので、申し出なかつた。一月二六日、平安京にお帰りになつたのは、あの夢によつたものではなかつた。山僧の訴え、また東国の乱のためと言われていました。

(1) 一一八〇年。高倉天皇の御代。

(2) 治承四年六月から一月まで、平清盛によつて福原(現在の神戸市兵庫区福原町の辺り)は首都に制定されていた。『玉葉』にはその遷都の様子を、「凡異議紛紜、巷説縦横、緇素賁賤以仰天為事、只天魔謀滅朝家、可悲々々」と書き記す。

(3) 藤原隆季。権大納言。中納言家成の長男。福原遷都のあつた治承四年、一月に太宰権帥を兼ねている。当時五五歳。

(4) 古くは土を盛り上げて固めただけのものであつたが、のち土塀の上に屋根を葺くようになった。築垣。

(5) 伊勢の皇大神宮の内宮、天照大神のこと。二六話注(2)参照。

(6) 本文の後に述べている「新院」が高倉院にあたるから、ここでの「院」は第七代天皇であつた後白河院の御所のことか。隆季は、永万元年(一一六五)から仁安三年(一一六七)七月三日まで院

庁の別当を勤めている。しかし治承四年二月二日から新院の別当に任じられており、夢を見た同年六月は「新院」高倉院の院庁別当であった。作者橘成季が、「院」と「新院」を意識して書き分けたと考えて、ここでの「院」は後白河院の御所であったとする、体系本・集成本に従う。

(7) 藤原邦綱。左馬助盛国の子。母は藤原公長の女。治承四年当時は五九歳。前年七月に権大納言を辞している。治承五年に没する。

(8) ここでは院庁の別当の意。平安時代後期に、院や女院の事務を扱った役所を院庁という。その職員が院司で、長官は別当。

(9) 平時忠。時信の子。大治五年から文治五年(一一三〇)〜一一八九。清盛の妻時子と後白河天皇の女御滋子の兄に当たる。才知に富んで、平閔白と称された。この年五一歳で、権中納言・左衛門督・中宮大夫を務めていた。また同年二月には、隆季とともに高倉院の院庁の別当に任じられている。

(10) 平清盛。五六話注(20)・五九話注(2)参照。

(11) 長絹で作った狩衣のこと。略儀の服装。「長絹」は長く織った絹の布。

(12) 後白河院の第七皇子、第八〇代天皇であった高倉院。応保元年から養和元年(一一六一)〜一一八二。母は建春門院滋子。在位は仁安三年から治承四年(一一六八)〜一一八〇。在位の間は後白河院の院政期であり、また清盛の全盛期でもあった。清盛の女、徳子を皇后とした。この年の二月、徳子との子である安徳天皇に譲位したが、翌年二一歳で崩御する。

(13) 「頭」は藏人頭の略。「亮」は令制で、職・坊の次官。ここでは東宮坊の次官。

(14) 平重衡。清盛の五男。母は時子。保元二年から寿永四年(一一一五)〜一一八五。この時は二四歳。以仁王・源頼政の拳兵を宇治

川で鎮圧する。また東大寺、興福寺を焼き払うこともした。のちに一の谷の戦いで敗れ、東大寺・興福寺要求により、木津川で斬られる。

(15) 『百練抄』には「治承四年十一月廿六日、著御旧都。万民有悦色」とある。また『玉葉』には「去六月二日、忽然而遷都於摂州福原之別業、神不降福、人皆称禍、依彼不可致此災異、所謂天変地天之難、旱水風虫之損、嚴神靈社之恠、関東鎮西之乱等是也、而依神明三宝之冥助、今有此還都、一天之下、四海之中、王侯、卿相、縉素、貴賤、道俗、男女、老少、都鄙、莫不歎娯」と見え、突然の福原遷都に対する人々の不安と不満が、首都が旧都に戻つてようやく解消されたことがわかる。

(16) 延暦寺の衆徒達が、度々還都を上奏していたことが、以下のように『玉葉』に載る。「次台嶽之衆徒、上度々之奏状、達面々之鬱憤、是則依近都之便、占深山之居、各結方丈之庵、互学円頓之花文、然間依遷都事、無人于帰依、偏失活命之計、已為離山之基云々」

(17) この年の八月に、源頼朝・源義仲・武田信義らが伊豆で蜂起したこと。

八七、前右兵衛佐頼朝の謀反について群議した事

治承四年秋のころから、伊豆の国の流人<sup>①</sup>で前の右兵衛の佐頼朝<sup>②</sup>が謀反とのうわさがあつた。追討使少将維盛朝臣・薩摩の守忠度・三河の守知度<sup>③</sup>らが追討に下されたけれども、源家の兵は次第に数を増してきたので、追討使たちは皆そこから帰つてきてしまった。

こうしているうちに、世の中が平穩でなかつたので、一月三〇日、新院の殿上で東国謀反の事について群議<sup>④</sup>があつた。中御門の左大臣、

左大将、帥の大納言(隆季)、新大納言(宗家)、春宮の大夫(忠親)、左大弁(長方)が参上なされて来た。頭の弁経房朝臣が、天皇の詔の趣旨をおっしゃったところ、左大弁が発言申しあげたことには、「ただひたすらに恩徳ある政治を行なわれるべきだ。漢の高祖は六国を略奪され、承平年中に将門の謀反があつた。日本も漢も先例あることとはいえ、このたびにおいては、四ヶ月の中で十余国が皆謀反をおこしている。今の政治は、ひよつとすると天意に適っていないのだろうか。これをもつて、このことを考えると、法王は四代の帝王の父祖である。理由もないのに天下をお治めにならない。元のように政務をおとりになるべきだろうか。また入道関白が、帰朝の恩恵を被るというのは、災いを払い除く基であるのだろうか」と申し立てたのを諸卿が聞き、皆青ざめられた。他の人はただ恩徳ある政治を行なわれるべきだという旨だけを申された。この二つの事には同意ならなかつた。法皇が去年の冬から政治に口をはさまれることもなく、殿下が、理由もなく配流されなされたことは、ことごとく平太政入道の強行でございまして、左大弁が畏れるところなく断言申しあげなされたのは、めつたにないすばらしい事である。入道もさすがに道理を思い気がひけられたのか、その後まもなく、二月八日から法皇の御事もなだめ申しあげ、同一六日、入道殿下も備前の国から帰京させなされた。

(1) 頼朝の拳兵は八月一七日のこと。その後、九月三日「膚領当国隣国、謀反之由風聞」があつたという。(『百練抄』)

(2) 流罪に処せられた人のこと。頼朝は一三歳の時に平治元年二月に起こつた平治の乱(一一五九)を経験し、永暦元年(一一六〇)三月に伊豆に配流されていた。頼朝については六二話注(1)参照。

(3) 頼朝が右兵衛佐に任じられたのは保元四年(一一五九)一二月、

同月に任を解かれていた。

(4) 朝廷から遣わされて、反乱や逆賊を追討する役目をおった使者。  
(5) 平維盛。清盛の孫、重盛の子。保元三年から寿永三年頃(一一五八〜一一八四頃)。嘉応二年(一一七〇)一二月から右近衛少将であつた。この時二二歳で、頼朝追討軍の大將であつた。

(6) 平忠度。忠盛の子で清盛の異母弟にあたる。天養元年から寿永三年(一一四四〜一一八四)。左兵衛佐・薩摩守であつた。この時三六歳で頼朝追討軍の副将。和歌に優れ、藤原俊成に師事する。『千載集』『新勅撰集』などに入集。

(7) 平知度。清盛の子。淡路守・三河守に任じられた。寿永二年(一一八三)に篠原の合戦で戦死。

(8) 頼朝と追討軍が富士川で対陣したが、一〇月二〇日、維盛ら追討軍は水鳥の羽音に驚いて敗走した。

(9) 高倉上皇をさす。八六話注(12)参照。

(10) 衆議。多くの人々が参加する議論。

(11) 藤原経宗。この時六二歳。二〇話注(15)参照。

(12) 藤原実定。治承元年から大納言となり、この時四二歳。二〇話注(3)参照。

(13) 八六話注(3)参照。

(14) 藤原宗家。宗能の子。権大納言には前年(一一七九)一〇月に就任している。

(15) 藤原忠親。権中納言忠宗の子。母は参議藤原家保の女。この時権中納言で四九歳。政務・故実に明るく、平家滅亡後も重用される。日記に『山槐記』がある。

(16) 藤原長方。本名憲頼。父は権中納言顕長。藏人頭、権中納言などに任じられた。治承三年(一一七九)一〇月に右大弁から左大弁となる。この時参議・備後権守で四二歳。建久二年(一一九一)

二月一日に没する。

- (17) 藤原経房。前年一〇月左中弁、藏人頭に任じられている。
- (18) 大赦を行ない、租税を免じ、物を賜うなど、民に恩徳を施す政治。
- (19) 前漢の初代皇帝、劉邦。秦末に兵を挙げ、六国(齊・楚・燕・韓・魏・趙)を降して前漢を興した。
- (20) 承平五年(九三五)の平将門の乱をさす。将門は鎮守府将軍良将の子。下総を根拠地としていた。父の遺領相続の問題から、伯父の国香を殺害。常陸・上野・下野の国府を攻め落として下総猿島郡石井郷に王城を建築して「新皇」を自称した。しかし天慶三年(九四〇)に平貞盛・藤原秀郷らに討たれた。
- (21) 後白河院。大治二年から建久三年(一一二七)一一九二。母は待賢門院璋子。久寿二年(一一五五)に即位し、保元三年(一一五八)に讓位。天皇五代、三四年間にわたって院政を行なった。平氏政権から鎌倉幕府の成立にいたる激動期を、朝廷の威信を保つするために様々な術策を用いて努めた。
- (22) 後白河院は、二条・高倉天皇の父であり、また六条・安徳天皇の祖父にあたること。
- (23) 『玉葉』には前年治承三年(一一七九)一一月の条に、「於(後白河院)世間沙汰、被停止了」とある。清盛の謀によるもの。この話における治承四年には後白河院は院政から退いていた。
- (24) 藤原基房。前年一二月に基房は関白の任を解かれて太宰権帥に左降され、かわって藤原基通が関白に任じられた記事が『玉葉』に載る。その直後出家し、この時は備前国に下向していた。松殿と称された。
- (25) ここでは基房が備前国から都に戻って、朝廷の政治に復帰する恩恵のこと。
- (26) 長方の発言は、権力者清盛の強引な独裁政治が、天意に違って

いないという弾劾であったので、列席していた者は清盛の不興を買うことをおそれた。

(27) 清盛の謀略によって、故なく政界から退けられた後白河院と藤原基房を以前のように政事に復帰させること。

(28) ここでは前関白基房のこと。三后・皇太子・皇族、また摂政・関白・将軍などに対する敬称。

(29) 平清盛。五六話注(20)・五九話注(2)参照。

(30) 「左大弁長方卿、善言を吐く」とは『百鍊抄』の評。『玉葉』治承四年一二月三日の条には、後白河法皇にも直言する長方を「長方猶公人也、不諛時勢吐直言、感而有餘、誠是諫諍之臣也、可謂直々々々」と評している。

(31) 『玉葉』には、群議の数日前である一二月二六日の条に、後白河法皇が六波羅泉殿に入った記事が見られる。群議の後、この日に後白河院は六波羅の亭から新院の御所に戻ったことが『百鍊抄』に見える。

(32) 後白河法皇に、院政を再開するよう、なだめて説得したこと。

(33) 『玉葉』一二月一七日の条に、「松殿(基房のこと)去夜帰京」とある。また基房の帰京が実現した陰には、熱心に活動した長方の努力があることが、『玉葉』一二月三日の条に見える。「或人云、去晦日院殿上定、左大弁長方奉有法皇、可被召返松殿由再三令申」

#### 公事 第四

八八、(序)年間の公事の典礼は二通りでない事

正月一日の節会（1） から大晦日の追儺（2） の儀にいたるまで、公事（3） の作法は一通りではない。行なつてきている儀式はいろいろにわかれてゐる。だいたい恒例・臨時の大小行事は、「西宮記」（4）、「北山抄」（5）をもつてその模範としている。小野宮・九条殿の両家には、口伝・故実の違いが多くありますとか。礼式・典故に精通する家に伝わつて今は絶えることがない。すばらしい事である。

(1) 七七話注(3) 参照。

(2) 大晦日の夜に行なわれた朝廷の年中行事の一つ。悪鬼を払い疫病を除く儀式。鬼に扮装した舎人を、内裏の四門をめぐつて追いまわす。玄衣に朱裳、黄金四つ目の仮面、矛・楯を持つ大舎人長が方相氏の役をつとめる。殿上人は桃の弓、葦の矢で鬼を射る。もとは中国に始まり、日本には七世紀末頃伝わり、社寺や民間でも行なわれた。近世に下ると、民間では節分の行事となる。「おにやらい」「なやらい」とも。

(3) 朝廷での公務。様々な政務・儀式・節会などの称。

(4) 醍醐天皇の第一皇子で、西宮殿・西宮左大臣と呼ばれた源高明の著。朝廷の年中の儀式について記述したものである。成立年代未詳だが、一条天皇の頃には朝儀典礼の参考書となつてゐた。

(5) 有職故実について記述された藤原公任の著作。一〇巻で、長和元年(一〇二二)から治安元年(一〇二二)頃の成立とされる。前注の『西宮記』よりも作法について丁寧に記述される。

(6) 『小野宮故実旧例』を著した、藤原実頼(七九話注(1) 参照)に始まる有職家小野宮流。

(7) 『九条年中行事』などを記した藤原師輔(七九話注(2) 参照)が始祖となる、有職故実、九条流。

A Translation and Annotation of Kokonchomonjū:

The 76th-88th of Tales

TABATA Chiaki

HIRAMOTO Ruri

Miyake Satoko

平成一四年九月二六日受理

たばた・ちあき

ひらもと・るり

みやけ・さとこ